

# 教育委員会議事録

令和3年3月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(令和3年3月定例会)

- 1 日 付 令和3年3月5日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江  
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子  
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 澤田 英之  
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記  
教育部専任参事兼教育支援課長 和田 修二 教育支援課教育支援担当課長兼指導主事 浅井 大輔  
学び支援課長 山田 敦司 教育総務課主幹兼文化財係長 押方 みはる  
就学支援課課長補佐兼就学支援係長 小野沢 孝子 就学支援課主幹兼指導主事 町田 誠祐
- 5 書 記 教育総務課課長補佐兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第5号 海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱及び海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第2 議案第8号 海老名市教育委員会会議規則の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 教育財産(海老名市立郷土資料館用地)の取得の申し出について
- 日程第8 議案第14号 令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第9 議案第15号 県費負担教職員の人事異動について
- 日程第10 議案第16号 市費負担加配教員の配置について
- 8 閉会時刻 午後5時15分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。これより教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者はありません。

今会の署名委員は、平井委員、濱田委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

---

○伊藤教育長 それでは、初めに、**教育長報告**をいたします。

まず、主な事業報告です。

2月5日（金）は、教育委員会2月定例会でございました。同日に、職員表彰があったところがございます。

8日（月）は、合格祈願豆腐贈呈セレモニーが海西中学校で行われたところがございます。臨時最高経営会議がありました。初任者研修終了時研修会あいさつ動画撮影会がございました。

9日（火）は、区市町村教育委員会教育長会議（リモート）が行われました。

10日（水）は、消防署西分署内覧会がございました。今泉小学校の隣なので、学校とうまくタイアップして、消防署員が走ったり、トレーニングをしたりするのを、是非校庭でやってくれないかなと思っているところがございます。続いて週部会がございました。

12日（金）は、平塚信用金庫図書寄贈ということで、「平信文庫」というシールが貼ってあるのですが、毎年図書の寄贈がございます。

15日（月）は、教育課題研究会で、皆さんに来ていただきました。そして、教育委員会2月臨時会ということで、ご協議いただきました。

16日（火）は、最高経営会議があつて、新型コロナウイルス感染症対策本部会議がございました。「いじめ撲滅ピンクシャツ運動」市長と写真撮影ということで、市長とピンクシャツを来て、2人で写真を撮りました。

17日（水）は、週部会がございました。

18日（木）は、びなマルシェ・びなる一む展ということで、毎年皆さんにも来ていただいていたのですが、教育支援教室で、スイーツやカレーなどをつくるのですが、今年は縮小して実施させていただいたところがございます。「広がれボランティアの輪」連絡会議（リモート）で挨拶をしました。新たな学校体制づくり推進委員会（リモート）、ミドルリーダー育成研修会（リモート）ということで、リモート会議にそれぞれ出席しました。

19日（金）は、臨時校長会議がございました。これは教職員の異動内示を校長に配りま

した。慣例として、校長から教職員にそれを伝えて、教職員が不服の場合は申し出ることができるのです。昔から「希望と納得」というルールがあるのです。でも、今年度は申し出はなかったようです。

20日（土）は、総合教育会議があつて、小学校土曜授業がございました。

22日（月）は、今泉小学校増築工事視察をしてまいりました。また、上星小学校・柏ヶ谷中学校体育館改修工事完了視察をさせていただいたところがございます。卒業式に間に合いましたので、学校はとても喜んでいるようです。ただ、中新田小学校のときもそうなのですが、外をきれいに直すと、今度は入り口とかが目立ってしまうのです。だからといって急には直せません。

24日（水）は、市教委・校長連絡会を行いました。市長定例記者会見があり、週部会がございました。

裏面に行って、25日（木）は、令和3年市議会第1回定例会本会議（開会）ということがございます。新型コロナウイルス感染症対策本部会議、代表質疑部内調整がありました。

26日（金）は、不登校支援団体ボランティア「ぼちぼち」の視察に行きました。現職教育運営協議会ということで、次年度の方向性について示したのですが、次年度は、先ほどご報告したリモートで行われる会議など、教職員の研修会も含め、できるだけリモートで進めていこうという考え方が示されています。代表質疑部内ヒアリングがございました。

3月に入りまして、1日（月）は、えびなっ子しあわせプラン推進委員会でございます。教育課題研究会で皆さんに来ていただきました。

2日（火）は、朝のあいさつ運動（杉本小学校）に行きました。3月校長会議がありました。「学校キャッシュレス化」読売新聞取材がありましたので、後日「教育ルネサンス」というコーナーに載るといふことでございます。神奈川県内で集金袋がなくなるのは海老名市が初めてで、そのための手数料を公費負担するのも海老名市が初めてなので、そのことが記事になるはずですよ。

3日（水）は、令和3年市議会第1回定例会本会議（代表質疑）がございました。小学校連合運動会実行委員会がありました。一般質問部内調整があり、週部会を行いました。

4日（木）は、3月教頭会議がございました。一般質問部内ヒアリングがあつて、池亀議員ご逝去弔問に伺った次第でございます。

5日（金）は、本日ですが、教育委員会3月定例会でございます。また、一般質問市長

ヒアリングがございました。そして、臨時最高経営会議があつて、市職員の異動の内々示があつたところがございます。

以上でございます。主な事業報告について、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○酒井委員 26日の不登校支援ボランティアの視察について、詳しく教えてください。

○伊藤教育長 不登校支援ボランティア「ぼちぼち」という団体が海老名にあるのですが、普段は、夕方から子どもたちを集めて支援活動を行っています。これからは昼間もやりたいということで、わかば会館の1階の昼の部屋で昼間の支援を実施していたので、その視察に行きました。

○酒井委員 学校へ行けない子はずっと家にいて、でもお母さんも働きに行かないといけなないので、色々心配していらっしゃるおうちもあると思います。昼間もやっていただけるとありがたいですね。

○伊藤教育長 もっと周知できれば恐らく子どもたちもたくさん来ると思うのですが。今は、ボランティアの方、大人が子どもの数倍いるのです。そういうところで子どもたちの支援をしているボランティアの方がたくさんいらっしゃるところでございます。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、次でございます。2番目は、先ほど報告しました、えびなっ子しあわせプラン推進委員会の中で、早稲田大学の小林教授をスーパーバイザーとしてお招きしているのですが、色々な話合いをする中で、「教育の、学校の価値が問われる」という考え方があつて、それについて書かせていただいております。今、テレビでよく宣伝をされていますが、大手塾のオンライン小学校というようなものがあつて、どんどんオンライン化が進んでいる状況なのです。実を言うと、これがそのまま進むと、例えば教科全部がオンライン授業を受けられるようになると、それを見て、学校には行かない、公的な学校教育、義務教育を受けないという選択の時代が始まってしまうのではないかと考えています。もちろん文部科学省がそれで履修したとカウントするかというのはまだ定まらなませんが、このままの方向でいくとそれも出席に含まれるようになるかもしれません。例えば、中新田小学校に在籍をしています。出席日数をカウントするときに、うちの子はオンライン小学校で授業を受けていて、しっかりと勉強しているので、それは出席でしょうという意見が多くなったときに、今の方向性でいくと認めざるを得ない状況になると思いま

す。そうなった場合、在籍はしているのですが、オンライン小学校で勉強して、卒業する子も出てくるのではないかと考えているのです。

というのは、これも大手塾なのですが、小中学校の義務教育とは違って、高校は既に、学校に通わないでオンラインで単位を取って、卒業も認められています。なおかつ大手塾ですので、かなり進学率が良いのです。高校に通わなくても、卒業して、進学ができてしまう。オンラインで授業を受けて、大学の試験を受けて、世間で有名な私立大学や国公立大学の合格を目指すなら、それだけで良い。そのような状況だということなのです。

それについては、私自身は実はチャンスだと思っているのです。これを1つのチャンスとして、公立の小中学校が自らの教育の価値、学校の価値を問い直すべきではないかと考えています。教室で、集団で授業をする価値は何なのか、学校で集団で生活を送る価値は何なのか、それを確かめる必要がここで出てきたのかなと思っています。この制度は急には変わらないのですよ。でも、少しずつ変わってくるのです。だから、そういう意味で言うと、ここで事態が急変して、今の学校が不要になることはないだろうと思いますが、確実に学校が選択されない状況が広がる可能性はあるということです。だから、私の懸念としては、「教育の、学校の価値が問われる」状況がひしひしと迫っていて、私たちは、それを深く認識して、学校教育を進めなければ、今の学校が、今の教職員が、不要になるかもしれないと考えているところでございます。

だから、これから学校のICT化、要するに1人1台端末を持つようになります。それは学習ツールとして学校内の学習でも生かされますが、例えばたまたまコロナの時代で国策として取られたときに、リモート授業はすぐ展開できる。そのリモート授業は教職員がすることもあるかもしれません。そうなったときに、教育や授業の中で何を指すのか、そこに通ったらどんな価値があるかを確かめて、しっかり進まない、立ち止まって、ここをしっかりと考えて教育を進めないといけない、というのが私の令和3年度に当たっての懸念でございます。

ここ数年の色々なことを考えると、前は学習指導要領と一緒に十年一昔で考えたのですが、今は3年ぐらいで状況が大きく変わります。ICTは1年程の単位でどんどん新しくなります。そうすると、保護者は様々な考え方をもちます。それが良いとか悪いとかではなくて、多様な考え方になっていますので、安穩としていないで、しっかり考えて進めないといけないというのが私の心配していることでございます。

「教育委員のみなさんは、どう思うでしょうか」と書いてありますので、委員のみなさ

んのご意見を伺いたいと思います。

○海野委員 今は塾の先生もオンラインで授業をやっているではないですか。すごい人気があって。ああいうものを見ていると、子どもたちは塾へ行かないでも、オンラインで足りるのかなという考えはやはり浮かびます。学校を休んで塾の先生のオンライン授業を受けて、算数なんか、すごい分かりやすく教えてくれるコマーシャルを見ていると、とても心配になりますね。先生がちゃんと教えてくださっているのにな、という思いがありますから。でも、学校は様々な体験を通して心身ともに成長していくもので、それが一番大事ではないかと思しますので、学校もこれから見直して、努力していただければと思います。

○濱田委員 最近、車の関係で、ガソリンが電気自動車になるという話がありますよね。先ほど教育長が言われたように十年一昔どころではなくて、本当に短時間でどんどん社会が変わっているのかなとつくづく思っていて、自動車業界は既に数百万人クラスで、町工場などが不要になってしまってきています。その状況を見ても、もう社会ががらっと変わるような時代が目の前に来てしまっているみたいですね。今回のコロナ禍でのオンライン化の話の家でもしていたのですが、今高校の話が出ましたが、たしかN高というのでしょうか。すごいらしいですね。全国で15,000人以上の生徒がいて、進学率が非常に高いらしいです。そういう変化が激しいというのは確かにそうで、教育長が懸念されていることは十分分かります。我々にとっては未知の領域ですね。では、学校や集団教育特有なものというのは何があるのだろうと考えて、1つ思い出したのは、よく災害のときにテレビ中継しますよね。私は阪神・淡路大震災のときに、すぐ後に現場に行った経験がありまして、テレビ中継では絶対伝わらないもの、温度とにおいで。それを今思い出しながら、オンライン教育って、もしかしたら、においはともかく、人の温度、熱量というか、気持ちが伝えられないのではないかなと思ひまして、ピント外れかもしれませんが、そういうところを狙って今後の学校教育はつなげていくしかないのかなと思ひました。

○伊藤教育長 学習指導要領で学習の内容だけ改訂されましたが、学校の持つそういう部分も全て網羅してやらないと、非常に厳しいですね。自動車業界ががらっと変わった例を挙げていただきましたが。

○濱田委員 数百万人クラスで一気に雇用がなくなると言っていますから。部品が全然違うらしいのです。電気自動車になったら、今までつくっていた部品が一切つくらなくてよくなってしまふ。でも、そんな簡単に切替えはできないではないですか。結果として、プ

レスとか、板金とか、そういう技術を持っている人が路頭に迷うのではないかという話があります。

○酒井委員 私はどちらかというとは逆で、安心しています。ちょうど休校中に塾に入った子がいて、オンラインで授業が始まったのですが、でも、全然やる気が出ないと言っているのです。先生に対する愛着もない、別に会ったこともない中年男性の講師の人に、休校中ですが、頑張ると言われても何にも響かないから、オンラインの限界を逆にそこで私は感じました。それよりも、その子がすごく嬉しそうに見ていたのは、教育委員会で指導主事が映っている動画を見たときです。あっ、先生が映っているって。やはりリアルでつながっていた先生の励ましとか、頑張るとねというメッセージはすごく感じるのだなと思ったのです。だからといって、通信教育で勉強した分は、自分の知りたいところとかやりたいところ、弱いところとかをやらせてくれるので、そういう教材は好きなのですが、それはあくまで勉強らしい勉強です。科目を勉強するという部分は確かにオンラインに利がある部分もありますが、学校というのは人間関係、先生との関係とか、友達の関係で、どうしてもオンラインでは補えないものなのだなというのを私は去年の休校中にすごく感じました。だから、そこをもっと公立の中学校、小学校で前面に押し出していけば、絶対価値がなくなるようなことはないと思うのです。

だから、例えば給食をみんなでおいしいねって食べるとか、体育で一生懸命みんなでドッジボールをするとか、休み時間にバスケットボールやったりとか、卓球台が置いてあったら卓球をしたりとか、そのようにして人と人とが集まってコミュニケーションしていくということそのものに価値があるのだということに触れる仕掛けを色々学校の中で持つてく。保護者も子どもが友だちと遊んだり、先生の話をしたりとかするのを聞くのは楽しみでもあるので、そういうものを大事にしていけば大丈夫だと思います。

○平井委員 私は必要に応じてオンラインの学習を活用していくことは、今の時代は大事で、世界的に見ても必要かなと思います。人間であるからには考えることが必要で、その力を色々なところで色々な人と関わりながら伸ばしながら大人になっていくわけで、それが阻害されるというのはあってはならないことだと思うのです。ただ、学校生活というのは、唯一同年代の子どもが一つのところで学ぶことができる場所なのですね。家庭に帰っても年齢差はあるし、学校の、教室の中だけが唯一同じ年代の子たちが集う場所なのです。だから、そこを大事にして育てていって、大人にさせてあげないと、人間の本質がなくなってしまうのではないかなと恐れていて、学校は絶対あるべきだと思います。

○伊藤教育長 私がこれをあえて書いたのは、先生たちにもう一回見直してほしいという思いからなのです。今のように安穩とやっていて、例えば、人との関わりなどを大事にするということをおろそかにして教員をやっていたら、この先本当に大変なことになっていくということ、あえて問うのです。だから、校長が学校経営をする中でも、何を大切にしようとかも含めて考えてもらいたい。今やるべきGIGAスクール構想はしっかりとここで進めなければいけないのですが、もう一回、これを機に、先生たちに様々なことを考えてもらいたいなと思っています。だから、自分の授業や自分の学級経営などをもう少し見直す機会になればなと思っていますところでございます。

それでは、教育長報告はこれでよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第5号、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱及び海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをご覧ください。報告第5号、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱及び海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正でございます。本件につきまして、交付対象及び手続の方法を見直し、要綱の一部改正を行ったため報告するものでございます。

資料をおめくりください。資料3ページでございます。1の概要ですが、修学旅行保護者負担軽減補助金は、スクールライフサポート受給者を交付対象外としておりましたが、扶助費であるスクールライフサポートの給付時期は、修学旅行保護者負担軽減補助金よりも後になっているという現状がございました。このようなことから、補助金交付対象外となる方を、スクールライフサポート受給者のうち「要保護児童生徒の保護者」に限定し、「準要保護児童生徒保護者」を交付対象者とするというのが1点目の改正でございます。

2点目の改正が、中学校の補助金につきまして、保護者の方の利便性の向上と交付事務の負担軽減を図るため、従来補助金の支払い先を保護者個人としていたところを、学校長にまとめて補助金を交付するという内容でございます。

改正内容の(1)は小中学校共通の改正でございます。改正前はスクールライフサポート

支給対象者である保護者は修学旅行保護者負担軽減補助金の対象外となっております。

スクールライフサポート支給対象というのは、要保護の就学援助対象者と準要保護の就学援助対象者がいらっしゃいます。要保護については生活保護受給者、準要保護が生活保護の基準の1.4倍以内ということで、スクールライフサポートにはこの2種類がいらっしゃるのですが、改正後につきましては、要保護児童生徒就学援助費により修学旅行費の支給を受ける者は対象外ということなので、生活保護支給世帯の家庭については対象外とすることになります。しかしながら、準要保護児童生徒就学援助費の対象者については修学旅行保護者負担軽減補助金の対象とするというのが1点目の改正でございます。こちらの要因は、先ほど申し上げたとおり、スクールライフサポート、準要保護等の給付の時期が修学旅行保護者負担軽減補助金よりも後になってしまうことから、手続の見直しを行いたいというのが1点目でございます。

2点目が(2)中学校(第5条)ですが、改正前は「補助金の交付を受けようとする保護者は、(略)補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない」というところを、改正後は「交付の申請は、補助金の交付を受けようとする保護者が、生徒が参加する修学旅行の実施代表者(学校長等)に委任するものとし、委任を受けた者は、補助金交付申請書により、市長に申請しなければならない」ということで、従来は保護者が市長宛てに交付申請書を提出していたのですが、学校長がまとめて交付申請を行う形となります。この2点が今回の改正でございます。

この要綱の施行日は、令和3年4月1日でございます。

経過といたしましては、2月の政策会議と最高経営会議で決定して、本日も報告させていただくものでございます。

それでは、資料5ページをご覧ください。資料5ページが小学校の補助金です。こちらは新旧対照表で説明させていただきます。第2条第2項で、右側、従来は「スクールライフサポート支給対象者である保護者は対象外とする。」としていたところを、新では「要保護児童就学援助費により修学旅行費の支給を受ける者は対象外とする。」という形に改正いたします。生活保護の対象者はこの補助金交付要綱の対象外とするのですが、準要保護児童就学援助費を受けている方は、修学旅行保護者負担軽減補助金の対象とすることになります。この理由といたしまして、要保護児童就学援助費については生活保護の対象者でありますので、国の制度の対象となります。国の制度の対象となる方はそちらを優先することになりますので、生活保護基準を超えてスクールサポートの支給を受けている方に

ついて、今後、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金の交付対象とさせていただくというのが1点目でございます。

次に、7ページが中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の新旧対照表でございます。右側が旧で、左側が新なのですが、ただいま申し上げました小学校と同様に、第2条第2項におきまして「要保護生徒就学援助費により修学旅行費の支給を受ける者は対象外とする。」ということで、生活保護支給世帯の方につきましては国の制度を優先いたしますので、修学旅行保護者負担軽減補助金の対象から除くということでございます。

続いて、第3条は新たにただし書を追加するものでございまして「ただし、扶助費等により当該経費が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。」という条文に改正いたします。これはどのようなことかと申しますと、スクールライフサポートの対象となっている部分は除いて修学旅行保護者負担軽減補助金の対象とするということなので、制度的に両方対象にすることは可能なのですが、重複して支給することはできないという規定となっています。

続いて、第5条は、従来、保護者が補助金の交付申請書を市長に提出しなければならないというのが第1項の規定でございましたが、今回こちらを改正することによりまして、左側、「交付の申請は、……保護者が、生徒が参加する修学旅行の実施代表者（学校長等）に委任するものとし、委任を受けた者は、……申請書により、市長に申請しなければならない。」ということですので、今後は学校長がまとめて市長に補助金の交付申請を行うような形となります。従来は保護者一人一人に15,000円を振り込む手続きを行っていたところを、この改正を行うことによりまして、学校ごとにまとめて15,000円掛ける人数分の補助金を学校長に交付するような流れとなります。

続きまして、第6条の交付の決定は、ただいま申し上げた支給の方法、また、申請の方法の変更に伴う改正でございます。

第7条の事業の変更等は、新設するものでございます。こちらは、従来は修学旅行が終わった後に支払い事務を行っていたため、事業の変更等という概念がなかったのですが、今後、交付決定を行って、学校にまとめて支払いを行い、申請も学校長からまとめて受けることとなりますので、人数の変更等の事情が生じる可能性があります。このようなことから、第7条の事業の変更等という規定を新たに追加したものでございます。

同じく第8条も、今回の支給方法の変更に伴い、新たに報告及び指示という条項を追加しているものでございます。

第9条、第10条は、従来「申請者」、また「補助事業者」としていた文言を「補助事業実施者」と改めるものでございます。

続きまして、10ページからがこの要綱の様式を定めております。10ページの第1号様式（第5条関係）は、右側、従来は保護者が市長宛てに申請していたところ、左側、今回改正することによりまして、今後は学校長がまとめて申請するよう様式を変更いたします。

11ページの第3号様式（第7条関係）は、新たに様式を設けるものでございまして、先ほど申し上げました、事業の変更等を定めた第7条が新たに設けられることに伴いまして、第3号様式を新たに規定するものでございます。

12ページの第4号様式も同様に、第7条関係として新たに追加するものでございます。

13ページ以降は、それぞれ従来もあった実績報告書、補助金交付確定通知書、請求書等でございますが、こちらは、申請者である保護者から市長に申請していたものを、今後は学校長がまとめて市長に申請することから、様式の変更を行うものでございます。

以上が、要綱の条文及び様式の改正に関するご説明でございます。

ここで改めまして、この改正により制度がどのように変わるのかご説明させていただきます。

今までは、旅行代金が55,000円だった場合、まず保護者が旅行業者に55,000円全額支払いを行います。保護者については補助金の手続の委任を中学校に行き、補助金の申請書は中学校からまとめて市に提出されていて、補助金自体は保護者全員に1人15,000円ずつ交付しておりました。したがって、中学3年生が約1,200人とすると1,200件の支払いを教育委員会で行っていたというような状況がございます。

変更後、どのような形に変わるかという点、保護者は、事前に決められた55,000円から、補助金の額15,000円を引いた40,000円を旅行業者にお支払いします。そして、保護者は、中学校に補助金手続・受け取り委任を行います。中学校は、学校長がまとめて市に対し補助金の申請を行って、市は学校に補助金をまとめて15,000円掛ける人数分交付いたします。この15,000円掛ける人数分の補助金を受けた学校長は、15,000円掛ける人数分を旅行会社に支払うような形になります。保護者は、従来は全額旅行業者にお支払いしていたところを、補助金額を減らした金額でお支払いして、補助金については海老名市から中学校に交付し、中学校から旅行代金として旅行業者に支払うような形の変更を行ったものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 ただいま説明がありました。小中学校の修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の改正についてでございますが、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 今まで保護者が書いていた申請書を学校から出してもらうようになるので、保護者が書く書類は学校への委任状になるかと思うのですが、それは特に書式は定めなくて、各校で様式を作ってもらうような形になりますか。

○教育部長 委任状については様式として定めているものではございません。また、委任する行為については従来も変更後も変わりませんので、そこは従来と同じ書類を提出していただくことになります。

○酒井委員 今までは手続の委任だったのが、手続・受け取りの委任になるかと思うのですが、それでも変更しないで大丈夫ですか。

○教育部長 問題ございません。

○酒井委員 もう1点、準要保護児童生徒保護者の方に補助金を支給する場合に、そうすると、スクールライフサポートに関する例規に、重複分に関する取扱いの規定は盛り込まなくても大丈夫ですか。

○教育部長 既に対応できる形になっておりますので、大丈夫です。そのため、市全体での予算額は変わらないのですが、今回の改正によって若干スクールライフサポートの予算額を減らして、その分、修学旅行保護者負担軽減補助金が増になるような形になります。

○酒井委員 ちなみに、給付時期が後先になっているというご説明をいただいたのですが、実際どれぐらい違うものなのですか。

○就学支援課長 随時認定なのですが、4月に申請があった場合、6月で認定していますので、それまでの間に修学旅行とぶつかった場合ということが想定されます。

○酒井委員 中学校はそうですね。分かりました。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第5号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第5号を承認いたします。

-----  
○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第8号、海老名市教育委員会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料17ページをご覧ください。議案第8号、海老名市教育委員会会議規則の一部改正についてでございます。

資料19ページをご覧いただきたいと思います。概要でございますが、教育委員会会議の公開につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び海老名市教育委員会会議規則第18条に規定されておりますが、この規定におきまして会議を非公開とする基準については明文化されていないというような状況がございますので、その基準を明確にするため、海老名市教育委員会会議規則の一部を改正したいものでございます。

改正内容でございますが、規則の第18条（会議の公開）の条文を改めて、会議を非公開とする基準として、4点追加いたします。

1点目が、任命、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関すること。

2点目が、訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。

3点目が、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項。

4点目が、前3号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項。

以上4点について、非公開とする基準として定めたものでございます。

また、第18条に第2項を新設いたしまして、会議を非公開とした場合の出席者の取扱いについて規定したものでございます。

施行期日は、公布の日から施行したいものでございまして、本日もご決定いただければ、決定後、直ちに公布、施行いたしまして、3月11日、3月24日の政策会議、最高経営会議に報告させていただきたいと考えております。

資料20ページに、関係法令等（抜粋）を記載させていただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7項でございます。こちらに「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」という規定がございます。しかしながら、この第14条の第7項につきましては、公

開しない具体的な基準は規定されていないというのが法律の状況となっています。これを受けて、海老名市教育委員会会議規則の第18条では「会議は、公開する。ただし、非公開とする議決があったときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者を、すべて会議場の外に退去させなければならない。」という規定があります。このようなことから、現状は非公開とする基準は定めておらず、採決によって非公開を決定していくような状況がございます。このような状況を受けて、非公開とする基準を新たに規則の第18条に追加したものでございます。

資料23ページをご覧ください。資料23ページが海老名市教育委員会会議規則の新旧対照表でございます。第18条第1項の改正でございます。「会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、及び報告を受ける場合において、法第14条第7項ただし書の規定により議決したときは、これを公開しないことができる。」として、先ほど申し上げました4点について非公開とする基準を新たに定めたいものでございます。

第2項といたしまして「前項の規定により会議を非公開としたときは、教育長は、教育長が指定する者以外のものを、全て会議場の外に退場させなければならない。」という規定を新たに設けるものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 これまで我々、教育委員会会議を進めてきまして、非公開にすることはできるという規定はあったのですが、その内容とか要件について、ここで改めて規定しておこうということで、18条に今4点示されていますが、このような形で示したいということでございます。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○濱田委員 今までは、会議の途中で教育長が議決を取っていたではないですか。今後は、議案として提案する時点で非公開案件ですということが規則上決まっているわけですよ。そうすると、教育委員会を開催しますという広報とかアナウンスのときに、もうこれは示してしまうものなのですか。

○教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の部分で「ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」という規定がありますので、このような基準を設けながら、採決については従来どおり行うような形になります。ただ、従来はどのような案件を非公開にするのかということが明確になっていなかったことから、今回規則で非公開とする基準を明確にすることによって、採決を

する際に、基準に合致しているということを根拠とすることができます。非公開を決定するのは、従来と同じく採決によって3分の2以上の多数で議決したときに非公開とするという形に変わりはありません。

○濱田委員 では、事前の広報等は今までどおり、特段そういう案件が入っていようが、なかろうが、公開します、傍聴人はどうぞという案内をするわけですね。

○教育部長 はい。

○伊藤教育長 告示のときはどうなっていますか。

○教育総務課長 非公開予定である旨を記載しております。

○伊藤教育長 予定という表示がされているそうです。

○教育部長 あくまでもここでの議決によって非公開の正式決定を行うという形になります。

○伊藤教育長 会議を非公開にしたいときは、まず議決を取らなければいけないということですね。

○教育部長 はい。

○伊藤教育長 告示の場合は予定ということでお知らせはしてあるのですね。

○濱田委員 ホームページも同様に記載されていますか。

○教育総務課長 はい。

○濱田委員 分かりました。

○平井委員 18条に「会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、」とあるのですが、この審議というのはどういうことですか。

○教育部長 ここでの「審議」というのは、例えば人事に関することが議案になっているような場合には公開しないことができる、また、個人情報に関する内容が含まれているものが議案に入っている場合には公開しないことができるという意味でございます。

○伊藤教育長 改めて議決はするにしても、今までは地方教育行政の組織及び運営に関する法律14条第7項の規定により非公開とすることにご異議ございませんか、と言っていたものを、海老名市教育委員会会議規則第18条第何号の規定に係る案件のため、というように言えるので、根拠がはっきりすると思います。

○酒井委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、根拠を示して非公開にするという規定にはなっていないのと、第8項に「討論を行わないでその可否を決しなければならない。」と規定があるので、あまり細かくご説明はせず、今までと同じように運用し

たほうが良いのかなと考えています。後で何か言われたときに、これは海老名市教育委員会会議規則第18条第何号に根拠がありますから、というように説明ができるという程度に収めておいたほうが良いのかなという気が少しするのです。

○伊藤教育長 傍聴の方は、全て熟知した方というわけではないので、教育委員会にはこういう規則があって、その規則のこの規定に該当するので、この後の案件は非公開にするから、申し訳ないですが、1回退席してください、という趣旨で、委員のみなさんで決定するような形で、ある程度分かりやすくしたほうが良いのかなと思います。全てを分かっている方ならば良いのですが。

ただ、今まで明確ではなかった要件について、ここで海老名市教育委員会会議規則を改めて、その要件を示すことが今回の提案でございます。また、非公開について、例えば市民の方等から、何で非公開にするのか問い合わせがあったときに、規則では、こういうときには非公開にすると会議規則で決められているのですということを説明できるようなものがここでは必要なのかなということでございます。

○平井委員 できればそうしたほうが良いですね。そうでなければ、せっかくここに入れ込んだ意味がないと私は思います。4項目をせっかく細かく規定するので、きちんと説明していく必要がありますよね。そうしないと、こういう規則は埋もれてしまうと言うか、ただあるというだけで、市民になかなか浸透していかないのです。私もここで勉強させていただいて、規則とか、要綱とか、相当細かくあるのだなということが分かってきたので、やはり傍聴に来てくださっている方たちに、こういう根拠があって公開しませんよとか、そのような形で知らせていく必要があるのかなと思うのです。色々なケースがあるので、そこはきちんと説明して行って、差し支えがなければきちんと皆さんに丁寧に示していく必要があるかなと思います。

○伊藤教育長 運用については検討ですが、今審議していただくのはこういう基準を設けたいということですので。

ほかにご質問等はいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第8号を原案のとおり可

決いたします。

○濱田委員 今の議案で第4号のところ、人事や争訟や個人の権利以外のその他の部分を非公開要件にすることができるようになっていないですか。「教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じる」という解釈をきちんとしておいてくださいというのを意見として追加します。

○伊藤教育長 公開にしてしまうと意見が言いにくい議案も中にはありますからね。

○濱田委員 市議会へ提案する前ということで、予算関係などがありますよね。本会議へ議案として上程する前は非公開にする。あれはまさに第4号に該当すると思うのです。市議会への議案としての提案を他で扱う場合には公開できないというご配慮もあるわけですから。だから、4号の取扱いというのは十分整理した上で取り扱ったほうが良いのではないかとこのことを意見として言わせていただきます。

○伊藤教育長 分かりました。それでは、濱田委員からご意見がありました第4号については、事務局でもどのような場合とか、ある程度具体として、ここに示さなくても良いですから、想定しておいてほしいと思います。

---

○伊藤教育長 次に、日程第3、議案第9号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料25ページをお開きください。議案第9号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてでございます。

内容につきましては資料27ページをご覧ください。概要でございます。令和2年度、今年度で若者定住促進奨学金返還補助事業が完了となります。また、令和3年度機構改革、行政組織の見直しに伴いまして、市長部局から新たに教育部の業務といたしまして「生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業」が移管となります。このようなことを受けまして、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正したいというのが1点目でございます。

また、あわせて、教育支援課の事務分掌に「学校運営協議会に関すること」を追加するとともに、附属機関として「学校運営協議会」及び「社会教育委員会議」を規定するものでございます。この附属機関というのは地方自治法202条の3で「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、

その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」という定めがございます。この附属機関として、学校運営協議会と社会教育委員会議を規定するものがございます。

改正内容につきましては後ほどご説明申し上げます。

施行期日につきまして令和3年4月1日から施行したいと考えています。

今後のスケジュールとしましては、本日ご決定いただければ、3月の政策会議、最高経営会議で報告した後、4月1日に規則の一部改正を施行いたします。

それでは、改正内容につきまして、資料33ページの新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきます。海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則におきまして、各課が分担する主な業務について規定がされております。新旧対照表の左側が新で、右側が旧ですが、教育支援課の指導係の(8)といたしまして、新たに「学校運営協議会に関すること。」を追加いたしたいものでございます。この(8)を追加することによりまして、従来の(8)を(9)に繰り下げるものでございます。

同じく学び支援課の学び支援係でございますが、旧の(6)といたしまして「奨学金返還支援業務に関すること。」という規定を削除いたします。ここを削除いたしまして、市長部局から業務が移管されます「生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援に関すること。」を新たに(6)といたしまして規定いたしたいものでございます。

続いて、34ページをご覧ください。別表第2（第5条関係）は、附属機関を規定している別表でございます。上から2段目から、海老名市立海老名小学校学校運営協議会、主な所掌事務は、海老名市立海老名小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うことといたしまして、所管機関は教育支援課として新たに追加するものでございます。同様に柏ヶ谷小学校から19校の学校運営協議会を附属機関として追加するものでございます。

続きまして、36ページをご覧ください。36ページも同様に、海老名市社会教育委員会議、主な所掌事務といたしまして社会教育に関する事項の審議を行うこと、所管機関は学び支援課として新たに追加するものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○海野委員 今回の組織等に関する規則の一部改正については別に異論はございません

が、令和2年度で終わる若者定住促進奨学金返還補助業務というのは海老名市の特色ある事業だったと思うのです。その成果について聞かせていただければと思います。

○**学び支援課長** 若者定住促進奨学金返還補助事業につきましては、平成29年度から現在の令和2年度まで実施しておりました。平成29年度から平成31年度までの実績としては、申請件数737件でございます。今年度につきましては、2年を1つのサイクルとして考えておりますので、2回目の方だけ受付を行いまして、対象者は143名でございます。

事業完了に至った経過といたしましては、国の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略と、それに基づく海老名市かがやき持続総合戦略の4か年の計画が令和元年度で一区切りになること、申請人数も非常に多く、一定の効果があつたことは成果としてあるのですが、その一方で、転入してもすぐに転勤になってしまったり、結婚などで海老名市をどうしても離れなければならないという事例が比較的多く見受けられて、定住という目的がなかなか実を結ばなかったところも事実としてございました。それらを踏まえ、今回、奨学金返還補助事業としては一区切りとしまして、今後海老名市として改めて定住促進事業を検討していく段階になったときに、また考えていきたいと思っております。

○**海野委員** 奨学金返還補助事業はとても人気があつたと思うのです。海老名市はすごいことをしている、という声も耳にしたので、すごく残念に思います。でも、やはり定住にあまり結びつかなかつたことはとても残念というか、様々な魅力を比較した上で海老名市に定住してもらいたかつたなと思います。目玉事業がなくなってしまうのは寂しいなという感想です。

○**伊藤教育長** 定住の契機となるような役割、海老名市自体も開発が進む中で、住む人たちがとても多くなつてきたので、この事業を実施しなくてもある程度定住が進むということで、事業完了とすることになりました。若者も、悪意があつたわけでは当然ございません。海老名市に来て、お金をもらったからすぐ転出したということではございませんので。

○**学び支援課長** 基本的に5年間は住むというお約束はさせていただいているのですが、お約束をしても、どうしても難しいというパターンも多くございました。

○**伊藤教育長** 働いていたら転勤とかももちろんありますからね。

○**酒井委員** 質問なのですが、この事業の期間で予算はお幾らぐらい使われたのか、また、補助金の対象になつた方の転出率とそうでない方の転出率を比較して検証とかはなさっていますか。海老名市への定住という目的があつて、それだけ予算を出したわけです

が、そこら辺の検証みたいなことはされてはいらっしゃらないですか。

○**学び支援課長** 予算は今計算しています。転居した人数に対して転出した人数なのですが、既に460名決定したことに対して61名、約13パーセントが交付した後に転出しているというような数字は出ております。

○**教育部長** 補足いたします。4年間で多額の補助金を支出したのですが、実際この事業を進めていく中、また、学び支援課でも4年間携わった中で、色々な推計を行って、補助金の限度額は年間24万円、2年間可能ですので48万円補助金を支給するのですが、これにより若者が定着すれば、当然それを上回る税金が市に入ってくるということで、本当に高い効果を上げたと考えております。転出してしまった方というのは、転勤等やむを得ず海老名を離れざるを得なかったということがあると思うのですが、海老名に入ってきて、海老名に魅力を感じてもらって、そのまま定住につながっているケースというのも本当に多くあるのかなと考えております。

それとともに、先ほど教育長からもお話しがありましたが、今、海老名市のまちのポテンシャルがどんどん上がっている中で、転入者については駅の周辺も含めて人口が増えているような状況がありますので、引き続き若い方に定住していただくという視点は、教育委員会だけではなくて、市全体で継続して取り組む必要があると思っています。そのようなことを通じて、全国的には人口減少、特に生産年齢人口がどんどん減っていくという中にあっても、将来を見据えた海老名市としての都市経営を市全体で進めていかななくてはけませんので、その取組は継続していくものと考えています。

○**学び支援課長** 御回答できておりませんでした予算の関係なのですが、3年間で約1億円、1人当たりでいいますと14万円程度の補助金を出しているような結果が出ております。最終年度、今年度については、まだ最終的に精算していないので、予算額でいいますと、2,000万円でございます。

○**酒井委員** この事業によって定住する方ももちろんいたと思いますし、転入するきっかけになった方はたくさんいらっしゃるということで、よく分かりました。ありがとうございます。

○**伊藤教育長** 24万円で、2年間で最大48万円なので、これをずっと続けるというのは予算的に非常に厳しいかなと思います。もともと計画は時限だったので、どこで終了するか。例えばもっともっと人口が減っているところだったら、継続してでも何とかしようとするのですが、海老名の今の状況でいうと、ここは一旦取りやめという判断をしたという

ことです。

ただいまの議案第3号については、規則の改正ということなのですが、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第9号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第9号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第4、議案第10号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料37ページをご覧ください。議案第10号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてでございます。

内容につきましては資料の39ページをご覧ください。概要でございますが、中学校学習指導要領の改訂に伴いまして、中学校生徒指導要録の様式を変更したいため、規則の一部を改正するものでございます。

改正内容ですが、2点ございまして、まず1点目は第16号様式の2（第17条関係）といたしまして「各教科の学習の記録」の欄中の「観点」につきまして、学習指導要領における目標に沿って、全ての教科を同じ3つの観点到統一したものでございます。また、それに伴うレイアウトの変更でございます。

第16号様式の4（第17条関係）につきましても同じ内容でございます。

施行期日は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

それでは、資料47ページをご覧ください。新旧対照表でご説明をさせていただきます。47ページの第16号様式の2（表面）でございますが、右側の旧の国語の欄をご覧ください。従来は国語の欄の観点といたしましては、国語への関心・意欲・態度、話す・聞く能力、書く能力、読む能力、言語についての知識・理解・技能という5観点到記録していたものを、新の様式をご覧くださいますと、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3観点到変更したいものでございます。以下、社会から外国語につつま

しても、全ての観点をこの3観点到統一するものでございます。

また、レイアウトの変更といたしまして、旧の欄の右の半分をご覧いただきたいのですが、総合的な学習の時間の記録と特別活動の記録につきましては裏面に移動させるというレイアウトの変更を行っているものでございます。

続きまして、49ページをご覧ください。49ページは中学校生徒指導要録抄本でございまして、こちらについても同様に3観点到変更しているものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 指導要録抄本は子どもたちの成績等や生活の様子を記録するもので、学習については新学習指導要領に変わって、全て小中高と国語以下3観点到統一するというこことで、それに従って海老名市立小中学校で使う要録についても様式を変更するというものでございます。これについては学習指導要領に定められていて、我々が独自に観点到変えるわけにはいきません。全国的に同じように使われているものでございます。

○海野委員 観点到変わるこことによって、学校の指導方法、子どもの学習の方法とかいこのには変化があるのですか。

○教育支援課長 新学習指導要領のメインで示しているのは主体的・対話的で深い学びというこことで、これまでの知識偏重の教育というよりも、子どもたちが自ら進んで学習に取り組み、対話をしながら学びを深めていくこことに大きく転換しましたので、授業自体は確実に変わってまいります。まさに対話を含めた、ICT機器も活用した深い学びの事業を目指していくこことになります。

○海野委員 今までと違って、一方通行ではないというこことですね。

○教育支援課長 協働的な学びの場面が以前に比べて確実に増えております。

○伊藤教育長 評価自体は、学習指導要領の改訂で一番話題になったのは教科ごとの観点到を無くすこことです。でも、どの教科でも子どもたちが身につけるべき力は共通しているのです。教科にはそれぞれ特性があって、勉強する領域やその手段は違いますが、子どもたちが身につけるべき資質、能力はどの教科でも一緒ですよという考え方なのです。だから、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3観点到で全て評価していくというこことです。そういう評価の考え方に大きく変わったのです。だから、教科は教科でやりますが、どんな教科でも、この3つの観点到は確実に身につけるこことが必要だというこことです。そういう意味で3つの観点到が示されました。特にこの中で特徴的な主体的に学習に取り組む態度は、今までと少し違います。知識・技能は今までもあったし、思

考・判断・表現というものが特に重視される中で、主体的に学習に取り組む態度というのが1つ新しく出されました。どの教科においても学習を主体的に学ぶような力を身につけさせるということなのです。そういう根本的な考え方の転換ということなのですが、各学校は今教職員がみんな必死になって評価の勉強をしています。指導主事たちも学校に評価の研修に呼ばれて、このように評価が変わりますよということを話しています。

○濱田委員 G I G Aスクール構想によって1人1台端末になるではないですか。指導要領の変更、改訂はそれにリンクしているのですか。

○伊藤教育長 現在の学習指導要領は、前の学習指導要領を改訂した直後から検討が始まります。そのため、10年間ぐらい検討するのです。その結果、改訂がなされます。G I G Aスクール構想は社会的要請もあって、その後のことです。ただ、G I G Aスクール構想の1人1台端末は、ツールとして、例えば思考・判断・表現する1つの道具として有効に活用されるだろうとは思いますが、でも、G I G Aスクール構想があって、それを前提に新しい学習指導要領ができたわけではございません。これはもともとの議論の中であったものです。

ここで改訂されると、次は、子どもたちが将来にどんな能力が社会で求められるかから論議が始まるのです。これから子どもたちが自分たちで社会を切り開くためには、どんな力を子どもたちに9年間で身につけさせるべきかの論議から始まって、そのために何が必要かを後追いで詰めていくので、当初想定した膨大な要素を、中央教育審議会の中で専門家が集まって、論議します。だから、外国語教育の小学校の教科化とか、道徳の教科化、心の問題なども、日本人の心、伝統など、そういうものを身につけさせないと国際社会で生きていけないということを、少なくとも8年前から議論してきた結果なのです。英語力をしっかり身につけさせないと、将来子どもたちが困ってしまう。これは小学校で教科化しなければいけない、という審議を何年間も行って、新しい学習指導要領ができたということでございます。その中で、評価については子どもたちが身につけるべき能力で評価しよう。今までの教科特有の評価ではなくて、そういうものに統一しよう論議がずっと前からあったということです。

個人的なご意見はどれだけあってもいいのですが、ある程度コンセンサスを取ったものなのです。だから、さっきも言った学校の価値とか、将来子どもたちが生きていくグローバル社会とか、色々言われて、様々な変化の激しい中ですが、何を本当に子どもたちに身につけさせる必要があるのか。今後も論議されることにはなると思います。是非文科省に

御意見を寄せていただいて。そういうものの具体化がこういう場面に出てきているということなので、元の考え方はかなり統一されているし、方向性はしっかりしています。

これは指導要録という子どもたちの学習を記録するものの書式の変更でございますので、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、日程第4、議案第10号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第10号を原案のとおり可決します。

○伊藤教育長 次に、日程第5、議案第11号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料51ページをお開きください。議案第11号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてでございます。

資料53ページをご覧ください。概要でございます。中学校学習指導要領の改訂に伴いまして、校務分担の担当教員等報告書の様式を変更するため、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正したいものでございます。

改正内容は、第16号様式(第9条関係)を改正するものでございまして「校務分担担当教員」欄を次のとおり改正ということで、従来は「小中一貫教育担当」というところを「地域連携・小中一貫教育担当」と改めたいものでございます。また、「キャリア教育担当」を追加いたしたいものでございます。

施行の期日は、令和3年4月1日から施行したいものでございます。

資料59ページをご覧ください。59ページが今回改正を行います第16号様式の校務分担の担当教員等報告書でございます。新旧対照表の右が旧で、左が新ですが、左の新しい欄の2校務分担担当教員の左の列の一番下をご覧ください。キャリア教育担当については新たに追加するものでございます。また、右の列の下から4個目で地域連携・小中一貫教育担当というのがございます。従来は小中一貫教育担当であったところに「地域連携」という文言を新たに追加したいものでございます。

改正の内容につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 各学校が毎年、学校の中の校務分担を教育委員会に報告しなければいけないのです。その報告の様式に新たにキャリア教育担当を追加します。また、小中一貫教育だけだったものを、コミュニティ・スクールも入りましたので、それを地域連携と表現して、担当者ということで改めるものでございます。

これは様式の変更ですのでよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第11号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

お諮りいたします。2時に会議が始まって、既に1時間半経過いたしましたので、ここで3時50分まで休憩といたしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩といたします。

( 休 憩 )

---

○伊藤教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第12号、海老名市図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部長 資料61ページをお開きください。議案第12号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。

改正の内容につきましては資料63ページをご覧ください。令和3年5月1日に有馬図書館大規模改修工事が終了し、リニューアルオープンを行います。これに併せまして、開館時間の変更を行いたいということから、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正を行いたいものでございます。あわせて、有馬図書館の事業の規定につきまして条文の整理を行うものでございます。

改正内容は2点ございますが、後ほど新旧対照表で説明させていただきます。

この規則の一部改正につきましては令和3年4月1日に施行したいものでございます。

本日ご決定いただければ、3月11日、3月24日の政策会議、最高経営会議にて報告を行います。

資料65ページをご覧ください。資料65ページは第4条号数整理表として記載させていただいております。第3条は中央図書館の業務について規定されております。第4条で有馬図書館の業務について記載されておりますが、旧をご覧ください。旧の有馬図書館の(1)といたしまして「図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関する事」とございます。これが中央図書館ではどのように規定されているかという、一番左の中央図書館をご覧ください。中央図書館につきましては(4)といたしまして「図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関する事」とございます。このように中央図書館では(1)として図書館統計に関する事という、有馬図書館には規定がないものが規定されておりますが、それ以外の中央図書館の(2)から(11)の内容につきまして、有馬図書館の(1)から(10)と順序を同じくしたいということから、第4条につきましてはこのよう形で旧の(1)から(9)を新たに(1)から(10)に規定するという事で、号数を整理したいというのがまず1点ございます。

それとともに、有馬図書館には従来規定がなかった「図書館資料等の購入及び受入れに関する事」についても、有馬図書館では従来から業務として行っておりますので、第4条(2)といたしまして追加するものでございます。

資料69ページをご覧ください。69ページが新旧対照表でございます。ただいま申し上げました有馬図書館の事業の号数の入替えにつきましては、第4条で新たに中央図書館と同じような順序で並び替えを行いたいものでございます。

続きまして、70ページをご覧ください。70ページの第7条ですが、開館時間につきまして、従来、有馬図書館は午前9時から午後7時まででございましたが、今回大規模改修を行い、リニューアルオープンを行うことに伴いまして、有馬図書館の開館時間を午前9時から午後9時までとするものでございます。

議案第12号の説明につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正するに当たって、中央図書館と業務は変わらないので、号数を改めて整理したということです。また、図書購入等を追加しました。さらに、リニューアルに当たって開館時間の規定も変更したということでござい

す。

○酒井委員 中央図書館の1番目にある図書館統計に関することが有馬図書館はないままなのですが、これはよろしいのですか。

○学び支援課長 図書館統計は中央図書館が行う業務でございます、有馬図書館のデータを中央図書館に送り、整理した上で、海老名市立図書館の統計としてお出しさせていただいております。

○伊藤教育長 図書館統計は図書館年報という形で出すのですが、それは海老名市立図書館ということで、中央図書館、有馬図書館が合体した形で出します。その作業は中央図書館が行うということです。

○濱田委員 第7条関係ですが、時間が延びることで、管理費等の予算的な問題はないのか、それだけ1点お聞きしたいと思います。

○学び支援課長 開館時間につきましては、当初から指定管理者の提案としまして、19時から21時に延長したいというような提案がされておりました。それに基づき、指定管理料も令和3年度についてはこういう形で延長するという想定の中で予算を組んでおります。

○伊藤教育長 延長の分は既に指定管理料に含まれているということです。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問もないようですので、議案第12号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第12号を原案のとおり可決いたします。

---

○伊藤教育長 続きまして、日程第7、議案第13号は個人の財産に係る案件でございます。また、日程第8、議案第14号から日程第10、議案第16号までは人事に関する案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により会議を非公開としたいと思っております。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第7から日程第10まで、会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7から日程第10までを非公開といたします。

(非公開事件開始)

---

(非公開事件終了)

---

○伊藤教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会3月定例会を閉会いたします。